

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報紙(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び区役所等の主要施設で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和7年1月20日～令和7年2月27日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	1 全項目評価書が一部枠から見切れていた。 2 上記1を指摘して、HPはすぐに訂正されたが、印刷された評価書案は、すでに各所で配布されていた。HPの訂正は、募集公表初日から4日が経過していた。 したがって、意見募集期間は正しい資料が掲載されてから1ヵ月に延期する、あるいは意見募集をやり直すなどの措置をとる必要があるのではないかと。
⑤評価書への反映	1 資料の訂正を行った。 2 意見募集の締切を当初設定していた令和7年2月19日から同年2月27日まで延長した。
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年6月27日
②方法	札幌市市情報公開・個人情報保護審議会において、特定個人情報保護評価書を点検
③結果	審議の結果、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	